

特集 市の職員の給与・人事の状況を公開

給与の仕組みや水準、職員人事の運営状況を公表します

清瀬市の職員の給与や休暇などの勤務条件は、市議会で定める条例や、これに基づく規則などで決定されます。「清瀬市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の給与や人事の運営状況を公表します。 職員課職員係 ☎042-497-1843

◆市職員の給与の状況

清瀬市の給与の概要(平成31年4月1日現在)

毎月支給	決めて支給	給料
		地域手当 扶養手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 時間外勤務手当
一定時期に支給	勤務実績に応じて支給	年末・勤労手当
		退職時に支給

1 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
30年度	74,714人 (平成31年3月31日現在)	30,173,482千円	851,484千円	4,689,753千円	15.5%

※人件費には、特別職に支給される給与・報酬などを含みます。

2 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費(B)				1人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末勤労手当	計	
30年度	401人(38)	1,515,621千円	439,386千円	693,614千円	2,648,621千円	6,589千円

※職員手当には退職手当を含みません。職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。給与費は、再任用短時間勤務職員を含んだ数値です。1人当たりの給与費の数値は、上記Bを再任用短時間勤務職員を含まない人数で除したものです。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
清瀬市	307,985円	409,817円	40.0歳	334,847円	408,403円	54.1歳
東京都	314,459円	448,732円	41.7歳	291,617円	393,246円	49.9歳
国	329,433円	411,123円	43.4歳	287,312円	329,380円	50.9歳

※給与とは給料に諸手当を含めた額です(期末・勤労手当は含まれていません)。国の平均給与月額には、通勤手当・時間外勤務手当などの手当が含まれていません。

4 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区分	清瀬市		東京都		国	
	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
一般行政職	183,700円	145,600円	183,700円	145,600円	185,200円 一般職	180,700円 一般職

5 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

区分	経験年数10～14年			経験年数15～19年			経験年数20～24年		
	大学卒	高校卒	平均	大学卒	高校卒	平均	大学卒	高校卒	平均
一般行政職	285,654円	—	—	325,981円	—	—	375,735円	—	—

6 ラスパイレス指数

区分	平成30年4月1日現在	平成29年4月1日現在
ラスパイレス指数	101.2	100.7

※ラスパイレス指数とは、地方公務員の一般行政職の学歴別・経験年数別構成などが国家公務員と同一と仮定し、国家公務員の給料を100.0とした場合の、地方公務員の給与水準を算出した指数のことです。

7 一般行政職の級別職員の状況(平成31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容					計
	5級	4級	3級	2級	1級	
標準的な職務内容	部長	課長	係長	主任	主事	
職員数	10人	25人	72人	121人	82人	310人
構成比	3.2%	8.1%	23.2%	39.0%	26.5%	100.0%

※清瀬市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

8 昇給への勤務成績の反映状況(一般行政職)

区分	職員数(A)		計	※勤務成績の区分が「上位」または「最上位」に決定された職員数(B)
	31年度	30年度		
勤務成績の区分が「上位」または「最上位」に決定された職員数(B)	27.4%	27.4%	27.4%	27.4%
勤務成績の区分が「上位」または「最上位」に決定された職員数(B)	29.9人	29.9人	29.9人	29.9人
勤務成績の区分が「上位」または「最上位」に決定された職員数(B)	103人	103人	103人	103人
勤務成績の区分が「上位」または「最上位」に決定された職員数(B)	34.4%	34.4%	34.4%	34.4%

※勤務成績の区分が「上位」または「最上位」に決定された職員数(B)は、区分が「標準」の職員と比べて、1～2号拡大された昇給幅が付与されます。

9 職員手当の状況(平成31年4月1日現在)

手当名	区分	清瀬市		国	
		30年度	29年度	30年度	29年度
扶養手当	配偶者	6,000円	6,000円	6,500円	6,500円
	父母等	6,000円	6,000円	6,500円	6,500円
	子	9,000円	9,000円	10,000円	10,000円
	特定期間の加算	4,000円	4,000円	5,000円	5,000円
	交通機関利用者	運賃相当額 上限55,000円	運賃相当額 上限55,000円	運賃相当額 上限55,000円	運賃相当額 上限55,000円
通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額 上限55,000円	運賃相当額 上限55,000円	運賃相当額 上限55,000円	運賃相当額 上限55,000円
	交通用具利用者 (自家用車など)	通勤距離(2*以上)に応じて 6か月分を一括支給	通勤距離(2*以上)に応じて 6か月分を一括支給	通勤距離(2*以上)に応じて 1か月ごとに支給	通勤距離(2*以上)に応じて 1か月ごとに支給
	自己所有住宅	—	—	—	—
住居手当	賃貸住宅	15,000円	15,000円	27,000円	27,000円
	35歳未満の世帯主の職員のみ(に支給)	(35歳未満の世帯主の職員のみ(に支給))	(35歳未満の世帯主の職員のみ(に支給))	(35歳未満の世帯主の職員のみ(に支給))	(35歳未満の世帯主の職員のみ(に支給))

地域手当	支給対象地域	市内全域	支給総額	101,630千円
地域手当	支給率	16.0%	支給総額	210千円
	支給対象職員数	485人	支給総額	93,903千円
	国の制度(支給率)	地域区分により 0～20%	支給総額	194千円
	支給対象1人当たり平均支給総額(30年度決算)	583,866円	支給総額	194千円

区分	清瀬市		国	
	(単位：月分)	(単位：月分)	(単位：月分)	(単位：月分)
期末手当	6月期	1.3(0.725)	6月期	1.225(0.65)
	12月期	1.3(0.725)	12月期	1.375(0.80)
	計	2.60(1.45)	計	2.60(1.45)
	(支給率)	普通退職	(支給率)	普通退職
	勤続20年	23.00	勤続20年	19.6695
退職手当	勤続25年	30.50	勤続25年	28.0395
	勤続35年	43.00	勤続35年	39.7575
	最高限度額	43.00	最高限度額	47.709
	その他加算措置	—	その他加算措置	—
	定年前早期退職特例措置	(2～20%)加算	定年前早期退職特例措置	(3～45%)加算
退職手当	退職時の特別昇給	2号給以上(公務上の傷病等)	退職時の特別昇給	2号給以上(公務上の傷病等)
	退職時の特別昇給	2号給以上(公務上の傷病等)	退職時の特別昇給	2号給以上(公務上の傷病等)
	退職時の特別昇給	2号給以上(公務上の傷病等)	退職時の特別昇給	2号給以上(公務上の傷病等)
	退職時の特別昇給	2号給以上(公務上の傷病等)	退職時の特別昇給	2号給以上(公務上の傷病等)
	退職時の特別昇給	2号給以上(公務上の傷病等)	退職時の特別昇給	2号給以上(公務上の傷病等)

※期末勤労手当の()内は、再任用職員に係る支給割合です。普通退職とは自己都合などによる退職。定年等退職とは定年、勤続などによる退職です。平成30年度に退職した職員1人当たり平均支給総額・勤続年数は、普通退職が2,161千円(8.0年)、定年等退職が19,684千円(34.6年)でした。

10 特別職の報酬等の状況について(平成31年4月1日現在)

区分	給料月額等		期末手当等	
	市長	副市長	6月期	12月期
給料	963,000円	829,000円	2.3月分	2.3月分
	761,000円	761,000円	計	4.6月分
	570,000円	570,000円	6月期	2.3月分
報酬	525,000円	525,000円	12月期	2.3月分
	500,000円	500,000円	計	4.6月分
	500,000円	500,000円	計	4.6月分

11 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	平成30年		平成31年		対前年増減数	主な増減理由
	職員数	給与総額	職員数	給与総額		
一般行政部門	議会	5	6	1	1	執行体制の見直し
	総務企画	117	118	1	1	業務増等
	税務	29	32	3	3	執行体制の見直し等
	民生	132	128	▲4	▲4	保育園1園廃園による減等
	衛生	31	33	2	2	執行体制の見直し
	労働	—	—	—	—	—
	農林水産	3	4	1	1	業務増
	商工	2	2	0	0	—
	土木	19	19	0	0	—
	小計	338(32)	342(27)	4(▲5)	4(▲5)	—
特別行政部門	教育	63	60	▲3	▲3	学校給食1校委託化に伴う減等
	小計	63(6)	60(9)	▲3(3)	▲3(3)	—
	普通会計計	401(38)	402(36)	1(▲2)	1(▲2)	—
公営企業等会計部門	下水道	6	6	0	0	—
	その他	33	35	2	2	執行体制の見直し等
	小計	39(2)	41(3)	2(1)	2(1)	—
合計	440(40)	443(39)	3(▲1)	3(▲1)	—	—

※職員数は一般職に属する職員数であり、臨時または非常勤職員を除いています。()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

◆職員人事の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

区分	職員数 (平成30年4月1日現在)	採用などの状況				退職などの状況(平成30年4月2日～平成31年4月1日)						職員数 (平成31年4月1日現在)	対前年
		平成30年4月2日～平成31年3月31日	平成31年4月1日	計	定年・勤奨	普通	死亡	その他	計	退職	異動		
職員数	440(40)	14	18(12)	32(12)	18	9	0	2(13)	29(13)	443(39)	3(▲1)		

※()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

2 職員の競争試験及び選考の状況

採用試験の状況(平成30年度実施)				昇任試験の状況(平成30年度実績)			
職種	応募者数	1次試験受験者数	最終合格者数	区分	対象者数	受験者数	合格率
一般事務	215	203	32	管理職	45	3	6.7%
一般事務(障害者採用)	7	7	1	係長職(短期)	125	—	—
一般事務(社会福祉士)	10	10	2	係長職(長期)	60	0	0.0%
一般事務(建築技術)	1	1	1	主任職	45	22	48.9%
一般事務(土木技術)	3	2	0				

※係長職(短期)については選考となります。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間
職員の勤務時間は、午前8時30分～午後5時15分の1日7時間45分、週38時間45分としています。また保育園など、特別の勤務形態によって勤務する必要のある職員も、平均週38時間45分の勤務時間としています。

(2) 休暇などの概要

休暇などの種類	
年次有給休暇、病気休暇、母子保健健診休暇、結婚休暇、出産介護休暇、妊婦通勤時間、子の看護休暇、永年勤続休暇、ボランティア休暇、公民権の行使、骨髄移植休暇、育児の時間、生理休暇、産前産後の休業、忌引、夏季休暇、組合休暇、介護休暇、介護時間、短期の介護休暇、妊娠症状対応休暇、育児参加休暇、育児休業、部分休業、修学部分休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業	

4 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成30年度)

区分	分限処分				懲戒処分			
	降任	免職	休職	降給	戒告	減給	停職	免職
処分件数	0	0	31	0	3	3	1	0

5 職員の服従の状況(平成30年度)

区分	違反者数		違反者数	
	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	1	職務に専念する義務	0
信用失墜行為の禁止	1	1	政治的行為の制限	0
秘密を守る義務	0	0	争議行為等の禁止	0
			営利企業等の従事制限	0

6 職員の研修及び勤務成績の評価の状況

(1) 職員の研修の状況(平成30年度)

区分	研修内容等		受講者数
	職内研修	職外研修	
東京都市町村職員研修所	基礎部門研修、能力向上研修 講師養成研修、法務研修、自治体経営研修、情報処理研修、専門職研修、技術職研修、実務研修、特別研修、スポーツ研修	—	161
国・東京都関係研修	実施機関：東京都福祉保健財団、東京都立多摩総合精神保健福祉センター、東京都環境局、特別区職員研修所、東京消防庁、東京都総務局	—	42
民間等派遣研修	実施機関：資産評価システム研究センター、一般財団法人日本経営協会、公益財団法人東京税務協会、一般財団法人地方自治研究機構、東京防災緊急協会、東久留米自動車教習所など	—	28
ブロック合同研修	政策形成研修	—	5
内部研修	新任職員研修、コンプライアンス研修、接遇研修、ワーク・ライフ・バランス研修、仕事のスクラップ研修、男女共同参画研修、DV研修、ハラスメント防止研修、普通救命講習会、PCC研修など	—	1,433

(2) 勤務成績の評価の状況(平成30年度)

職員の業務成績、業務能力及び業務態度などについて、客観的かつ継続的に把握することにより、職務に対する意欲の向上を図るとともに、能力開発、指導育成及び昇任選考などに反映し、公正な人事管理を行うことを目的として業績評価を行っています。

区分	内容	
	基準日/評定期間	1月1日/1月1日～12月31日
評定対象者	全職員	—
評定項目	【管理職】仕事の成果、知識、企画力、折衝・応対力、理解・判断力、指導力、積極性、協調性、責任感 【管理職以外の職員】仕事の成果、職務遂行力、組織運営力、組織支援力、取組姿勢	—
評定結果	【管理職】昇給及び勤労手当 【管理職以外の職員】昇給及び勤労手当	—

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生制度

区分	事業内容	
	市町村職員共済組合	清瀬市職員共済会
市町村職員共済組合	短期給付事業(医療関係)及び長期給付事業(年金関係)、福祉事業(人間ドックなど)を行っています。民間事業者での社会保険及び厚生年金等社会保険制度にあたります。	—
清瀬市職員共済会	共済組合で行っている各種事業を補完するものとして、また職員の福祉を増進するために福利厚生事業などを行っています。	—

(2) 公務災害補償の状況(平成30年度)

区分	公務災害		公務災害	
----	------	--	------	--